

3. 債務名義に基づく財産開示の申立てに必要な書類等一覧

札幌地方裁判所民事第4部

申立ての別		民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合	民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合
申立ての要件		<p>強制執行又は担保権の実行における配当等（※）の手続（財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民執法197条1項1号に基づく申立てではできません。この場合は民執法197条1項2号に基づく申立てとなります。</p>	<p>知っている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったこと</p>
申立て に必要な 書類	申立て別	<ul style="list-style-type: none"> ・配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し ・不動産競売開始決定写し ・債権差押命令写し ・配当期日呼出状写し <p>※ 配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財産調査結果報告書及び疎明資料
	共通のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申立手数料（収入印紙） 2,000円 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手 84円+10円 <p>【予納金】</p> <p>7,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・財産開示申立書（表書き+当事者目録+請求債権目録） <p>※ 財産開示の申立ては、債務者ごとに申立書を作成していただくようお願いします。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・執行力のある債務名義の正本及び写し1部 ・送達証明書（必要な場合は、確定証明書）及び写し1部 <p>債務名義に更正決定等がある場合には、更正決定正本及び同決定書の送達証明書等も必要になります。また、債務名義正本に承継執行文が付されているような場合には、債務名義正本の送達証明書に加え承継を証する書面の謄本及び承継執行文謄本の送達証明書も必要となります。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書等 <p>債権者、債務者が法人の場合に必要です。申立ての前日2か月以内に取得した代表者事項証明書、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかが必要ですが、ご不明な点はお問合せください。</p>	
		<p>【債務名義の当事者の表示（住所・氏名又は名称）と現在の住所・氏名又は名称と異なっているとき】</p> <p>個人の場合は、住民票、戸籍謄本又は戸籍の附票等（申立ての前日1か月以内に取得したもの）が氏名・住所のつながりの証明のため、必要です。 法人の場合は、つながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等が必要です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者目録及び請求債権目録（各1部ずつ） ・債務名義等還付申請書（あらかじめ、申立時に提出してください。財産開示実施決定が確定した後、返還することができます。書式等はホームページに掲載しています。） 			

※裁判所から照会する場合がありますので、お手元に申立書等の控えをとっておいてください。